

総務省多文化共生プラン策定20周年記念セミナー
プラン策定から20年 - 成果と課題

第1部 総務省プラン策定からの20年を振り返る

多文化共生のこれまでとこれから

一般財団法人ダイバーシティ研究所
代表理事 田村太郎

Diversity =
Energy for
Community and
Organization



自己紹介：田村太郎

- ベルリンの壁崩壊(1989年)に刺激を受け、高校卒業後海外を放浪
- 阪神・淡路大震災での外国人住民被災者支援を機に「**多文化共生センター**」を設立(95年)
- 自治体国際化協会参事として多文化共生事業を担当。また総務省「地域における多文化共生推進のための研究会」構成員として「**多文化共生推進プラン**」の策定に参画(05年度)
- 「多様性を地域と組織の力に」をテーマに、事例研究やセミナーの開催、企業と市民のコミュニケーションを促すしくみづくりに取り組む「**ダイバーシティ研究所**」を設立(07年)
- 東日本大震災を受け、内閣官房「震災ボランティア連携室」企画官に就任(11年3月)
→ 復興庁へ移行後は上席政策調査官、2014年より「**復興推進参与**」
- 毎年2~3自治体の多文化共生推進プラン策定・改訂に委員やアドバイザーとして参加

その他の主な役職

N P O : NPO法人神戸まちづくり研究所副理事長、(一社)RCF理事、(公財)大阪府国際交流財団評議員など
経済界 : 関西経済同友会幹事、同「Diversity, Equity & Inclusion 委員会」委員長代行など
政 府 : 外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議「外国人との秩序ある共生社会実現のための有識者会議」、法務省「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会」構成員など
自治体 : 富山県「外国人材活躍・多文化共生推進にかかる有識者検討会」委員
苫小牧市「都市再生アドバイザー」、仙台市「ダイバーシティ推進会議」委員、
豊岡市「多様性推進・ジェンダーギャップ対策検討委員会」アドバイザー、
徳島県「被災者支援推進ネットワーク会議」委員、 など
大 学 : 大阪大学大学院、日本女子大非常勤講師(都市再生論、企業社会論)

多文化共生とは何か？

●語源

1993年神奈川県川崎市の「おおひん地区まちづくり協議会」の提言に「多文化共生のまちづくり」という表現が登場するのが最初と考えられる

1995年の阪神大震災で被災した外国人への情報提供活動を機に、同年10月に発足した「多文化共生センター」が、活動の理念として「多文化共生」を掲げ、全国に広めた

●定義

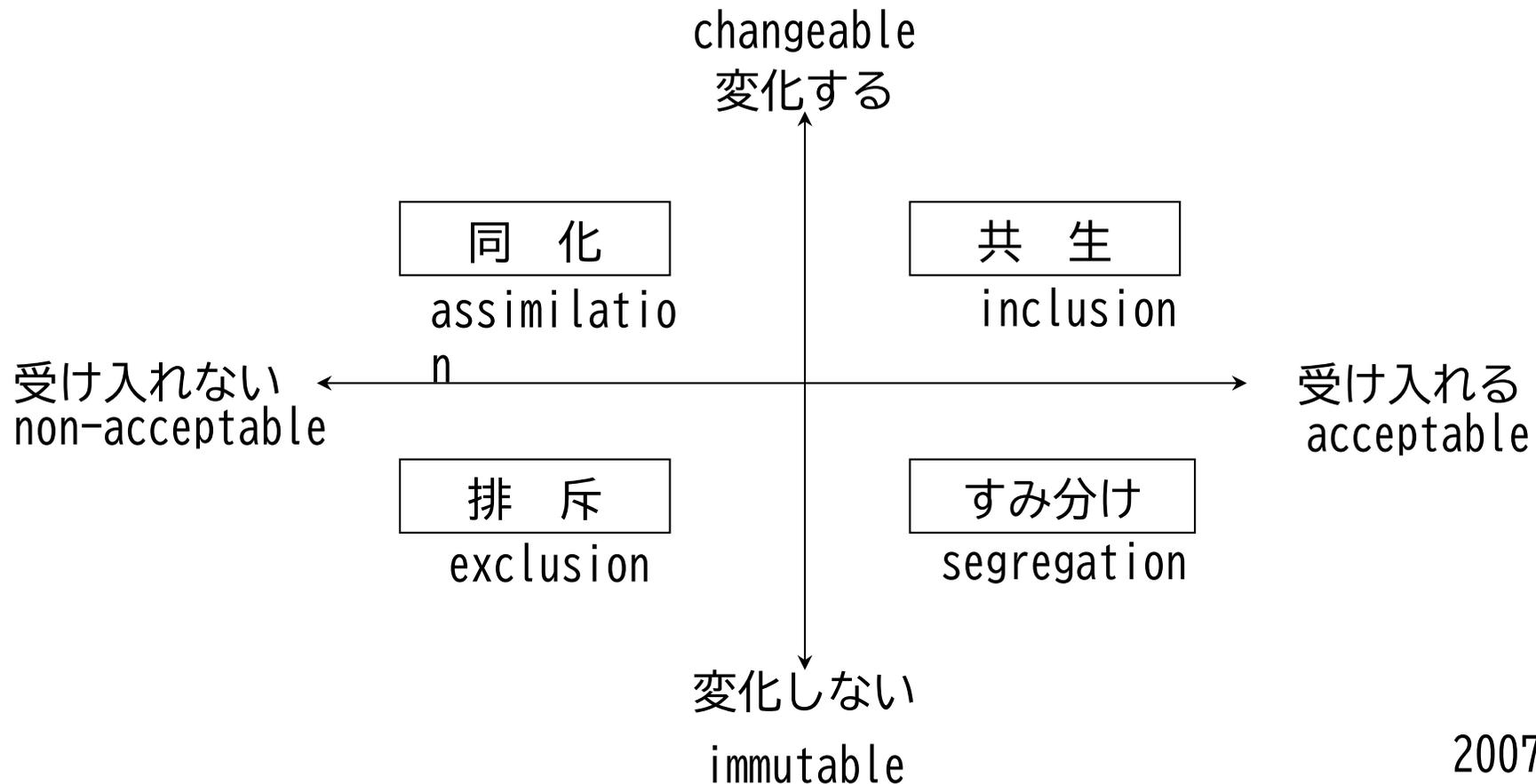
一つの国・社会に複数の民族・人種などが存在するとき、それらの異なった文化の共存を積極的に認めること（広辞苑）

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと（総務省「多文化共生推進プラン」2006）

表出する問題ではなく、めざすべき社会のあり方を示したことが特徴

多文化共生がめざす社会とは？

「ちがい」をめぐる組織や社会のポジション



ちがいを受け入れ、ともに変化するのが「共生」社会

政策が大きく転換するこれからの3年が外国人受入れの正念場

年	国の主な動き
2018年	「外国人労働者の受入れ」と「受入環境の整備に関する基本方針を閣議決定 「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」を策定（以後、毎年改訂）
2019年	在留資格「特定技能」の施行、「日本語教育の推進に関する法律」の施行
2020年	総務省「地域における多文化共生推進プラン」の改訂
2022年	外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」の策定（～2026年）
2023年	在留資格「特定技能」2号の業種拡大を閣議決定
2024年	在留資格「技能実習」の廃止と「育成就労」の新設を含む入管法の改正 日本語教師の国家資格化スタート 入管庁「外国人支援コーディネーター」育成・認証スタート
2025年	内閣官房に「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置（7月） 法相による「論点整理」の発表（8月）、外国人政策担当大臣の設置（10月） 「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現のための関係閣僚会議」（11月）
2026年	「外国人との共生社会実現のための総合的対応策」の改訂（1月）
2027年	在留資格「育成就労」スタート（予定） 「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」改訂？
2028年	電子渡航承認制度（JESTA）スタート 日本版「社会統合プログラム」スタート？

この3年で共生社会への
新たな「エコシステム」を
官民連携で整えることが重要！

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（概要）

新たに設置された関係閣僚会議の下、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、新たにとりまとめ

I 基本的な考え方

- ・一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- ・入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- ・その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

- R8**
 - 不法滞在者ゼロプランの強力な推進（5年以内に難民認定申請の平均処理期間を6月以内・退去強制が確定した外国人を半減）
 - 外国人に関わる各種施策・出入国在留管理の体制を強化・拡充
 - 帰化の審査において、永住許可との整合性も勘案した厳格化を検討
- R8/R9**
 - 永住者の審査の厳格な運用、許可基準の見直し
- R10**
 - 電子渡航認証制度（JESTA）の導入
- 具体化に向け直ちに着手**
 - 日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設、受講及び内容の理解を在留審査（永住者の審査を含む。）の要素とすることを検討
 - 海外事例を参考に、退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、検討
 - 国・地方自治体・受入れ機関等の役割分担、在留資格の適正化や関連する将来推計を踏まえた受入れの在り方等の総合的な検討

2 外国人制度の適正化等について

- R8**
 - 来日前・来日後の日本語教育の充実（大人：自治体への財政支援等/こども：国が初期支援の方策を検討等）
 - 日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上
 - 各種民泊データの一元管理を通じた仲介サイトからの違法民泊の確実な排除
 - オーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進
- R8/R9**
 - 医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ（R8）、対象の中長期在留者への拡大（R9）
- R9**
 - 入管庁と関係機関との税・国保料等のマイナンバー等による情報連携の在留審査等への活用（R9）
- 具体化に向け直ちに着手**
 - 外国人学校への補助金等の状況の公表等による適正かつ透明な執行確保、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表
 - 公営住宅・UR賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討

第2 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

- R8**
 - 不動産登記、森林法をはじめ、土地関連制度において国籍を把握
 - 安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、立法事実を整理し、他国の例も参考に、骨格をとりまとめ（R8年夏）
- R9以降**
 - 不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得実態を把握
- 具体化に向け直ちに着手**
 - 国籍情報を含む、統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の仕組みについて検討
 - 土地所有等情報の更なる透明性向上に向け、法人の実質的支配者の把握強化の検討（FATF（金融活動作業部会）対日審査対応との連携）
 - 無主の離島の国有財産化や、安全保障の観点から必要な場合には離島の土地の取引等のルール化を含めて対策を検討
 - 国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、諸外国の取組も参考に、必要な対応策を検討

III 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

- ・情報発信・相談体制の強化
- ・交付金の在り方の見直しを含む、地方公共団体への支援策の拡充
- ・ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- ・秩序ある共生社会の実現に向けた、意識醸成

有識者会議「意見書」と政府「総合的対応策」から 私たちは何を読み解くか？

- 政府が「秩序」へ軸足を移したという受け止めは正しい？
→ 秩序と共生、日本人と外国人を二項対立にしてはいいない
- 一部で「制度の誤用・乱用」が指摘されるが、政府資料からはそのような事実は多数ではないことが明らか。
→ 政府がデータを公表することは、不安の払拭につながる
- 「制度の適切な利用」は「外国人住民の権利保障」と表裏一体であり、これまでの課題が浮き彫りになったと考えるべき
→ 社会統合プログラムの導入は義務より権利として推進したい
- 「外国人との共生」という表現では主語が日本人となり、ちがいを越えて共に生きるという「多文化共生」とはイコールではない

世帯毎のニーズ把握をもとにした抜け・漏れのない支援と、外国人を支援の対象に留め置かない視点を補強する必要がある

これからの地域に求められる多文化共生の取り組みとは？

誰もが安心できる社会の形成に向け相互理解の取り組みを第一に

- 正確な情報を提供することで、まちがった情報の流布を防ぐ
- 小さな対話の機会を増やし、顔の見える関係を構築する

ライフステージごとに体系的な生活支援・コミュニケーション支援を

- 生活者としての外国人の視点から抜け・漏れのない制度の利用を促す
- ニーズに対応できる人材の育成、地域一丸となったキャパシティの構築を急ぐ

外国人の定着・活躍が社会全体の利益になることへの合意形成を急ぐ

- 持続可能な社会に向け、「多様な人が活躍できる地域づくり」の中で外国人の力も借りることへの理解を促す
- 人の移動を促す気候変動や人道危機も視野に入れ、国際協調の視点からも多文化共生の重要性への理解を浸透させる

国際情勢の変化も視野に入れ、持続可能な地域づくりという視点から多文化共生を次の20年でさらに定着させよう！